

生物資源科学部規則

(平成16年島大生物資源科学部規則第1号)

[平成16年4月1日制定]

[令和3年1月27日最終改正]

(趣旨)

第1条 島根大学生物資源科学部（以下「本学部」という。）における組織，教育課程，履修方法，課程修了の認定等については，学則（平成16年島大学則第2号。）に定めるもののほか，この規則の定めるところによる。

(教育研究上の目的)

第1条の2 本学部は生命，生産，環境に関する科学的知識・能力を涵養すると共に，自ら主体的に学び，問題を解決できる能力を有する人材の養成のための教育及び研究を行うことを目的とする。

(学科及び教育コース)

第2条 本学部に次の学科及び教育コースを置く。

生命科学科

細胞生物学コース，水圏・多様性生物学コース，生命機能化学コース，食生命科学コース

農林生産学科

資源作物・畜産学コース，園芸植物科学コース，農業経済学コース，森林学コース

環境共生科学科

環境生物学コース，生態環境学コース，環境動態学コース，地域工学コース

(附属教育研究施設)

第3条 本学部に次の附属教育研究施設を置く。

附属生物資源教育研究センター

(寄附講座)

第3条の2 本学部に次の寄附講座を置く。

三井化学アグロ・生物制御化学

(単位制)

第4条 本学部の教育課程の履修は，単位制とする。

(授業科目の意義及び分類)

第5条 授業科目とは，教育課程における授業の科目をいう。

2 授業科目を内容により次の各号のように分ける。

一 全学共通教育科目

イ 基礎科目

ロ 教養育成科目

二 専門教育科目

イ 自然科学系学部共通科目

ロ 基盤科目

ハ 専攻科目

(授業科目及び単位数)

第6条 前条第2項に定める授業科目の区分に属する授業科目及び単位数は，別に定める。

2 各学年において開講する授業科目，授業時間，担当教員等は，当該学年当初に公表する。

ただし、臨時に開講する授業科目については、その都度公表するものとする。

(授業科目の区分に関する履修上の特例)

第7条 第5条第2項に定める授業科目の区分により開設する授業科目について、学生の専攻との関連において教育上有益と認めるときは、当該授業科目の区分以外の区分に係る授業科目として履修させることができる。

(履修手続)

第8条 第6条の授業科目の履修手続については、別に定める。

(単位の修得)

第9条 学生は、第6条に定める授業科目について別表に定める単位を修得しなければならない。

2 前項に定める各科目の単位修得に係る授業科目の履修方法等については、別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修及び単位の認定)

第10条 学生が学則第32条の規定により、他の大学又は短期大学の授業科目の履修を願い出たときは、当該大学又は当該短期大学との協議が成立している場合に限り、教授会の議を経て、当該大学又は当該短期大学の授業科目を履修させることができる。

2 他の大学又は短期大学で修得した単位は、60単位を限度として、教授会の議を経て、課程修了の要件となる単位として認定することができる。

(留学)

第11条 学生が、学則第44条の規定により、外国の大学又は短期大学に留学を願い出たときは、当該大学又は当該短期大学との協議が成立している場合に限り、教授会の議を経て、当該大学又は当該短期大学の授業科目を履修させることができる。

2 前条第2項の規定は、学生が留学する場合に準用する。

(課程修了の認定)

第12条 課程の修了は、所定の期間在学し、所定の単位を修得した者について、教授会の議を経て、学部長が認定する。

(教育職員免許状の取得)

第13条 学生は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に定める所定の単位を修得することにより、次の表に掲げる教育職員免許状を取得することができる。

種類・教科 学科	免許状の種類・教科	
	中学校教諭一種免許状	高等学校教諭一種免許状
生命科学科	理科	理科
農林生産学科		理科，農業
環境共生科学科		

2 教育職員免許状取得のための履修方法等については、別に定める。

(特別聴講学生)

第14条 他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）の学生が、本学部の授業科目の履修を願い出たときは、当該大学又は当該短期大学との協議が成立している場

合に限り、教授会の議を経て、学則第62条の規定による特別聴講学生として、受け入れることがある。

(外国人留学生の修学指導等)

第15条 外国人留学生の修学指導及び生活上の世話をするために、外国人留学生ごとに指導教員を置く。

2 指導教員は、外国人留学生が所属する学科の専任教員をもって充てる。

(日本語科目及び日本事情に関する科目)

第16条 外国人留学生に対しては、第6条に定めるもののほか、次のとおり日本語科目及び日本事情に関する科目を置く。

日本語科目 日本語

日本事情に関する科目 日本事情

2 前項に定める科目に属する授業科目及び単位数は、別に定める。

3 外国人留学生は、指導教員が当該学生の教育に必要と認めた場合に、第1項に定める科目を履修することができる。

(外国人留学生等の履修の特例)

第17条 外国人留学生が、前条に定める科目の単位を修得したときは、第9条に定める課程修了の要件として修得すべき単位のうち、基礎科目の外国語科目についての単位は6単位を日本語科目の単位で、教養育成科目のうち、社会人力養成科目及び入門科目についての単位は6単位までを日本事情に関する科目の単位で代えることができる。

2 前項に定めるもののほか、日本語科目及び日本事情に関する科目に属する授業科目の履修方法等については、別に定める。

(外国において教育を受けた学生に関する授業科目の特例)

第18条 前条の規定は、外国人留学生以外の学生で、外国において相当の期間中等教育(中学校又は高等学校に対応する教育をいう。)を受けたものの教育に教授会が必要と認めた場合に準用する。

(組織的研修等)

第19条 本学部において授業の内容及び方法の改善を図るため、組織的な研修及び研究を実施するものとする。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 島根大学学則(平成16年島根大学則第2号)附則第2項の規定に基づき、平成15年9月30日において島根大学生物資源科学部(以下「旧島根大学生物資源科学部」という。)に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成16年4月以降に在学者の所属する年次に編入学、転入学又は再入学する者(以下「編入学者等」という。)が旧島根大学生物資源科学部を卒業するために必要であった教育課程の履修は島根大学生物資源科学部が行うものとし、在学者及び編入学者等の教育課程に関し必要な事項は平成15年9月30日における旧島根大学生物資源科学部規則等の定めるところによる。

附 則(平成17年1月19日一部改正)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

2 平成16年度以前の入学者(当該入学者と同学年に編入学、転入学又は再入学する者を含む。)は、この規則による改正後の島根大学生物資源科学部規則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成20年2月27日一部改正)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

2 平成19年度以前の入学者（当該入学者と同学年に編入学，転入学又は再入学する者を含む。）は，この規則による改正後の島根大学生物資源科学部規則別表の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則（平成22年2月24日一部改正）

この規則は，平成22年2月24日から施行し，この規則による改正後の島根大学生物資源科学部規則別表の規定は，平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成23年2月23日一部改正）

1 この規則は，平成23年4月1日から施行する。

2 平成22年度以前の入学者（当該入学者と同学年に編入学，転入学又は再入学する者を含む。）は，この規則による改正後の島根大学生物資源科学部規則別表の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則（平成24年3月19日一部改正）

1 この規則は，平成24年4月1日から施行する。

2 平成23年度以前の入学者（当該入学者と同学年に編入学，転入学又は再入学する者を含む。）は，この規則による改正後の島根大学生物資源科学部規則の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則（平成29年2月15日一部改正）

この規則は，平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年2月21日一部改正）

1 この規則は，平成30年4月1日から施行する。

2 平成29年度以前の入学者（当該入学者と同学年に編入学，転入学又は再入学する者を含む。）は，この規則による改正後の島根大学生物資源科学部規則の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則（令和2年12月23日一部改正）

この規則は，令和3年1月1日から施行する。

附 則（令和3年1月27日一部改正）

1 この規則は，令和3年4月1日から施行する。

2 令和2年度以前の入学者（当該入学者と同学年に編入学，転入学又は再入学する者を含む。）は，この規則による改正後の生物資源科学部規則別表の規定にかかわらず，なお従前の例による。

別表(第9条関係)

科目区分	科目	分野	最低修得単位数(学科・コース別)												
			生命科学科				農林生産学科				環境共生科学科				
			細胞生物学	水圏・多様性生物学	生命機能化学	食生命科学	資源作物・畜産学	園芸植物学	農業経済学	森林学	環境生物学	生態環境学	環境動態学	地域工学	
全学共通教育科目	基礎科目	英語	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
		外国語	初修外国語	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
			ドイツ語												
			フランス語												
	健康・スポーツ/文化・芸術	健康・スポーツ	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
		文化・芸術													
	情報科学		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
	数理・データサイエンス		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
	教養育成科目	入門科目		10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	
		発展科目													
		社会人力養成科目		12	12	10	10	10	10	10	10	12	12	12	12
選択科目(*1)		12	12	10	10	10	10	10	10	10	12	12	12		
小計		34	34	32	32	32	32	32	32	32	34	34	34		
専門教育科目	自然科学系学部共通科目		4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
	基盤科目		16	16	16	16	22	22	18	18	16	16	16	12	
	専攻科目(*2)		66	66	70	70	64	64	66	66	66	70	63	74	
	小計		86	86	90	90	90	90	88	88	86	90	83	90	
自由科目(*3)		8	8	6	6	6	6	8	8	8	4	11	4		
合計		128	128	128	128	128	128	128	128	128	128	128	128		

- (*1) ①全ての全学共通教育科目の中から選択することができる。
 ②放送大学で開講される基礎科目及び共通科目の単位を含めることができる。
 ③島根県立大学で開講される授業科目の単位を含めることができる。
- (*2) ①島根県立大学で開講される授業科目の単位を専攻科目の選択科目の単位に含めることができる。
- (*3) ①全ての全学共通教育科目、生物資源科学部開講の専門教育科目及び自然科学系学部共通科目から選択することができる。
 ②放送大学で開講される基礎科目、共通科目、専門科目及び総合科目の単位を含めることができる。
 ③島根県立大学で開講される授業科目の単位を含めることができる。
 ④中国・四国地区国公立大学農学系学部相互間で開講される授業科目の単位を含めることができる。
 ⑤他学部が全学向けに開講する専門教育科目の単位を含めることができる。